

香川大学資源あふれる豊かで持続可能な瀬戸内海創生拠点における  
藻場造成構造物の沈設事業に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、香川大学資源あふれる豊かで持続可能な瀬戸内海創生拠点(以下、「創生拠点」という。)において、地域拠点ビジョン実現のために実施する藻場造成構造物(以下、「構造物」という。)の沈設に関し必要な事項を定める。

(構造物沈設の条件)

第2条 創生拠点が構造物を沈設する条件は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 創生拠点の参画機関として共同研究契約を締結している自治体からの申込であること
- (2) 自治体、漁業協同組合、及び漁業協同組合連合会等は、構造物沈設海域で創生拠点が行う沈設に必要な調査、法的手続き申請及び沈設後の構造物管理等に協力すること

(構造物沈設の申込み)

第3条 自治体が構造物の沈設を希望するときは、藻場造成構造物沈設申込書(別紙様式)を、資源あふれる豊かで持続可能な瀬戸内海創生拠点運営機構(以下「機構」という。)の長(以下「機構長」という。)に提出するものとする。

(沈設の決定)

- 第4条 機構長は、前条の申込みがあったときは、創生拠点の幹事機関会議において審議のうえ、受入れの可否を決定する。
- 2 創生拠点は、前項の申込みの受入れ決定したときは、構造物の沈設に必要な海域調査を行い、沈設計画案を作成する。
  - 3 創生拠点は、作成した沈設計画案に基づき自治体と協議し、構造物の沈設を実施する。

(経費の負担及び所有権)

- 第5条 構造物の沈設に関する計画案作成に必要な海域調査、構造物の調達及び沈設に要する経費については創生拠点が負担する。
- 2 前項の経費に対し、自治体は構造物設置負担金(以下「負担金」という。)として、構造物1基につき100,000円を創生拠点に支払うものとする。
  - 3 沈設した構造物の所有権については、国立大学法人香川大学(以下「香川大学」という。)に帰属する。

(負担金の納付)

- 第6条 創生拠点は構造物沈設完了後、機構の事務を処理する香川大学から自治体に対し負担金の納付依頼書を送付する。
- 2 自治体は、前項の納付依頼書に指定した事項に従い、負担金を支払うものとする。
  - 3 受け入れた負担金は、瀬戸内海の創生事業に関連する経費に充てる。

(雑則)

第7条 この申合せに定めるもののほか、構造物の沈設に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式(第3条関係)

令和 年 月 日

資源あふれる豊かで持続可能な瀬戸内海創生拠点運営機構長 殿

申請者

藻場造成構造物沈設申込書

下記のとおり藻場造成構造物の沈設をお願いしたく、関係資料を添付して申請します。

記

1 構造物沈設希望時期

令和 年 月頃

2 構造物沈設場所

周辺(詳細は別紙のとおり)

3 沈設を希望する構造物数量

基

4 関係する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の名称

5 担当連絡先

担当部署

担当者

電話番号

メールアドレス